

千葉市立青葉病院衛生委員会設置要綱

〔目的〕

第1条 千葉市職員安全衛生管理規程第14条〔委員会の設置〕〔以下「規程」という。〕の規定により、千葉市立青葉病院における職員の安全と健康の確保及び作業環境形成の促進を図るため、千葉市立青葉病院衛生委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

〔所掌事務〕

第2条 委員会は、規程第15条の各号について調査審議をする。

〔組織〕

第3条 委員会の委員は、規程第17条を準用し「別表3」の委員により構成する。

〔総括衛生管理者等の職務〕

第4条 前条第2項に掲げる者の職務は、規程第6条、第8条、第9条の規定を準用する。

〔委員の任期〕

第5条 委員の任期については、規程第18条の規定を準用する。

〔委員会の運営〕

第6条 委員会の運営については、規程第19条の規定を準用する。

〔関係職員の出席〕

第7条 議長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

〔庶務〕

第8条 委員会の庶務は、事務局総務班において総理する。

〔委任〕

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規程を準用するほか委員長が別に定める。

付則 この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

改正 平成23年4月1日

改正 平成27年4月1日

改正 令和4年4月1日